

賃借料情報のお知らせについて

令和3年に締結(公告)された賃貸借における賃借料をお知らせします。
なお、事例は令和3年1月から令和3年12月の間に締結されたものです。

○ この賃借料情報は参考金額です。標準として定めるものではありませんので、賃借料は、貸す方と借りる方との話し合いで決定してください。

10アール当たりの賃借料

区 別	水 田			畑		
	(現金の場合)	(物納)	(使用貸借) 0円	(現金の場合)	(物納)	(使用貸借) 0円
平均額	10,400円	1.0俵		5,100円	ソバ1俵	
最大額	14,000円	1.5俵		10,000円	ソバ1俵	
最小額	5,000円	0.4俵		2,000円	ソバ1俵	
事例数	23件	132件	8件	7件	5件	11件

(平均額の百円未満は四捨五入しています。)

※使用貸借とは、無償で貸し借りをする契約です。

農地の賃借には、農業委員会の許可が必要です。

農業委員・農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局(45-4531)へ相談してください。

令和4年3月

西会津町農業委員会